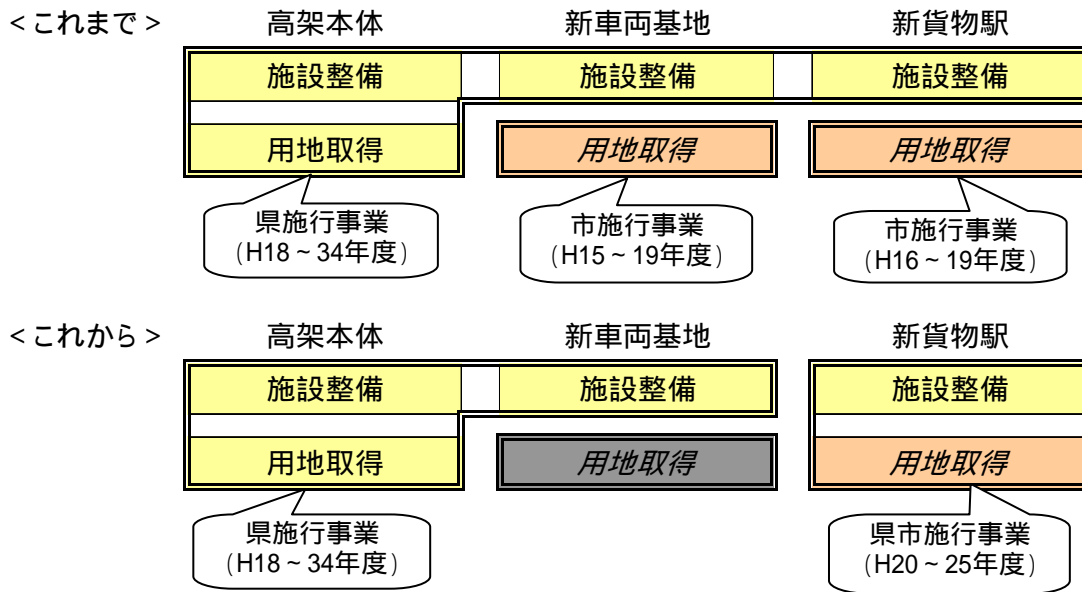


1 変更認可等の手続き方針



2 高架本体・新車両基地の事業内容

	これまでの事業内容	これからの事業内容(案)
施行者	静岡県	同左
事業名	東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業 東海旅客鉄道東海道本線 及び東海旅客鉄道御殿場線	同左
事業地	沼津市大岡、三枚橋、富士見町、山王台、三芳町、大手町、上土、高沢町、本、双葉町、東間門、西間門、小諏訪、大諏訪、原、一本松、桃里	左記より「原、一本松、桃里」を削除
設計概要	東海道本線 延長4,118m、幅員9.4～49.0m 御殿場線 延長1,741m、幅員5.7～16.1m 車両基地 延長2,122m、幅員4.0～75.0m 貨物駅 延長2,120m、幅員11.0～99.0m	左記より「貨物駅の部分」を削除
施行期間	平成18年11月17日～平成35年3月31日	同左

3 新貨物駅の事業内容

	これまでの事業内容 (市施行分)	これからの事業内容(案)
施行者	沼津市	静岡県、沼津市
事業名	東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業 東海旅客鉄道東海道本線	同左
事業地	沼津市原、一本松、桃里	同左
設計概要	貨物駅 延長2,120m、幅員11.0～99.0m、	同左
施行期間	平成16年9月14日～平成20年3月31日	～平成26年3月31日